

災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について（お知らせ）

令和3年10月1日
広島県農林水産局

1 趣旨

平成30年7月豪雨に加え、令和3年7月豪雨や8月豪雨等の災害が頻発している中、災害復旧工事等について、受注者の工期短縮に向けた取組を評価し、更なる事業進捗を図る。

2 内容

災害復旧工事等において自らの創意工夫により工期短縮を行った場合は、工事成績評定の「創意工夫」等^{※1}において加点を行う。

災害復旧工事等において評価する内容	工事成績評定点への加点
自らの創意工夫により工期短縮を行った、又は工程の遅れを回復した。 (令和3年7月豪雨(7月7日)以降の取り組みが評価の対象)	+1.2点 (+3.0点 ^{※2} ×0.4 ^{※3})

※1：「創意工夫」で加点する場合においても、「工程管理」等における評価はこれまでどおり行う。

※2：審査項目別運用表の「創意工夫」における加点。

※3：工事成績評定点における評定者（立会人）の割合。

3 工期短縮を行った又は工程の遅れを回復した創意工夫として評価する例

- ・ 県外等の遠隔地の建設業者や労働者を活用
- ・ 建設資材等がひっ迫したため遠隔地から調達
- ・ 2次製品使用や工法変更
- ・ 労働者や建設資材等を重点的に当該工事（災害復旧工事等）に投入 等

4 対象工事

- (1) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (2) ため池等整備事業（ため池廃止工事に限る）
- (3) 災害関連緊急治山事業
- (4) 治山激甚災害対策特別緊急事業
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (6) 現年（過年）発生災害公園施設復旧事業
- (7) 上記(1)～(6)のほか、発注者が契約図書等で「災害復旧工事」であることを明記した工事

5 施行期日

令和3年10月1日以降に工事完成通知書が提出される工事に適用する。終期日は別途定める。